

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第53号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年4月6日 19時45分ごろ
発生場所	山口県上関町 <small>かみのせき</small> 小山南岸 上関町所在の亀岩灯標から真方位200° 420m付近 (概位 北緯33° 51.5′ 東経132° 04.4′)
事故等調査の経過	平成25年4月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第五 <small>えいふく</small> 栄福丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	134083、三笠海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約2.60m、船尾約3.50mの喫水により、平成25年4月6日15時40分ごろ、水砕スラグ約600tを積載して広島県呉市呉港を出港し、山口県徳山下松港に向かった。</p> <p>船長は、上関海峡を通過した19時25分ごろ、天候が急激に悪化し、豪雨で視界制限状態となり、レーダー画面を調整したところ、映像が真っ白となって見えなくなったので、船橋前面の回転窓付近に移動して目視による見張りを続けて航行した。</p> <p>船長は、上関町長島北方付近を約9ノットの対地速力で西進中、右舷側の目標としていた亀岩灯標まで約1kmとなったので、手動操舵に切り替えて航行し、亀岩灯標が右に見えたことから、亀岩の南方を航行したと思い、更に航行を続けていたところ、19時45分ごろ小山南岸の砂浜に乗り揚げた。</p> <p>本船は、7日06時40分ごろ、タグボートにより、離礁し、潜水調査をしたところ、船底外板に擦過傷が生じていたが、航行に支障がなかったため、航行を継続して徳山下松港で揚げ荷した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 西南西、風力 2、視界 不良</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p> <p>山口県柳井及び光地区には、本事故当時、暴風警報及び波浪警報が発表されていた。</p>
その他の事項	本船は、レーダー及びGPSプロッターを備えており、船長は、本事故当時、GPSプロッターを作動させていたが、見ていなかった。

	<p>船長は、船長として約31年間の経験を有し、本事故発生海域の航行経験が豊富であった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、長島北方付近を西進中、船長が、GPSプロッターを作動させていたが、船位の確認を行っていなかったことから、長島北方の小山南岸に向けて航行して砂浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、長島北方付近を西進中、船長が、GPSプロッターを作動させていたが、船位の確認を行っていなかったため、長島北方の小山南岸に向けて航行して砂浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GPSプロッターを活用して船位の確認を行うこと。</li> <li>・視界制限状態においては、船橋当直者を増員するなどして厳重な見張りに当たること。</li> </ul>